

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 元年 1 1 月 1 2 日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
うつのみや病院
院長 草野 英二

1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名
施設設備保守管理業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)
- (4) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院
独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院附属介護老人保健施設
- (5) 入札方法
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、器械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約事務細則第 4 条第 4 項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のうち A、B 又は C 等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去 3 年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定第 2 条の各号に該当しない者であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

- (7) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条に規定する第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者を配置できること。
- (8) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する甲種又は乙種第4類危険物取扱主任者の資格を有する者を配置できること。
- (9) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の8各項に規定する、消防設備士の資格を有する者を配置できること。
- (10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格を有する者を配置できること。
- (11) その他の資格免状所持者
- (12) 過去3年以内に当院と同規模又はそれ以上の医療機関等における継続した業務実績を有すること。
- (13) 業務の履行にあたり適正な人員を配置できるものであること

3. 契約条項を示す場所

〒321-0143 栃木県宇都宮市南高砂町11番17号

独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院 総務企画課（経理）契約係
電話 028-653-1001（内線561）

4. 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
 - ① 上記3にて交付する。
 - ② 交付期限
本公告の日から令和元年12月23日（月）まで
（交付時間9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
ただし、土日祝日を除く。）
 - ③ FAX・メールによる交付は行わない。
- (3) 競争参加資格の提出期限
令和元年12月23日（月） 17時00分
（郵送する場合には提出期限までに必着のこと）
- (4) 入札書の受領期限
令和元年12月24日（火） 15時30分
（入札書は当日持参又は書留郵便による前日必着の郵送によること）
- (5) 開札日時及び場所
令和元年12月24日（火） 15時30分 会議室

5. その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金
「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を作成し、提出期限までに提出すること。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から提出書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。